

平成 26 年 3 月 10 日
近検協第 25-078 号

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会



平成 25 年度 2 月分 受付状況ご通知（月報）

拝啓、早春の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、2月末締めの受付台数は 15,164 台で本年度累計は 134,631 台、前年同月比 100.3% 前年度累計比 104.1%となりました。つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 定期検査報告概要書の添付について

4月1日以降の定期検査報告書のご提出にあたり、概要書を弊協議会で作成し管轄行政庁へ報告する向きとなり、毎月送付しています定期検査報告書用紙には、概要書を印字してお渡ししておりません。4月から6月基準月の物件を3月中にご提出の際には、貴社にて概要書の作成をお願い致します。

また、4月1日以降にご提出の際の注意点は次の通りです。

- ① 要是正(既存不適格を除く)指摘や要重点点検指摘の報告書をご提出の際には、弊協議会では概要書を印刷し行政報告することができないので、貴社にて概要書を作成して下さい。
- ② 報告書(第三面)を添付報告される場合には、弊協議会で印刷した概要書に添付しますので、(正)(副)に綴じ込む以外にさらにもう1枚報告書(第三面)を添付願います。

2. 報告書(第三面)の提出範囲について

報告書(第三面)の不具合状況を報告する場合で、いたずらによる不具合等を報告されてい場合が散見されます。2013年版の「昇降機定期検査報告書 作成要領」P9 に、報告の対象や報告が不要なものについて掲載しています。ご参照いただき、的確な報告をお願い致します。

3. 報告書(第二面)第4項【保守業者】について

大津市と奈良市は、保守業者が検査者の勤務先と同じであっても“同上”などの記載が必要です。必ず記載願います。

4. 大津市から下記の内容で指導が有りました。つきましては、4月1日以降に実施する定期検査より徹底してください。

① 報告書(第一面)の右上の年月日は必ず記載する。

② 報告者欄の記載と押印について

管理者欄が法人の場合、報告者欄には管理者欄に記載の法人名等及び役職名も記載し、その役職に応じた職印を押印してください。この場合に自署された場合にも押印を省略することは出来ません。また、管理者欄の記載内容が個人の場合には、報告者欄は氏名のみを記載し認印等を押印する。この場合に自署された場合には捺印を省略することができます。

③ 特記事項欄の「改善策の具体的な内容等」の記載について

安全装置(戸開走行保護装置や地震時等管制運転装置)が既存不適格の場合には、作成要領にも記載の通り「現行法に合わせた戸開走行保護装置の設置」等、装置名を具体的に記載し、耐震対策が既存不適格の場合には、「令第 129 条の規定に適合する対策の施工」と記載してください。その他の既存不適格項目については、具体的な装置の設置等の記載をしてください。

④ 報告書(第二面)第 1 項が記載できない場合について

報告書(第二面)第 1 項に記載できない場合は、大津市等へ情報開示を求めるよう指導されていますが、その際に情報を得られなかった場合には第二面備考欄へ「確認済証、検査済証等が見当たらず、関係機関等へ照会いたしましたが情報を得ることが出来ませんでした。」と大津市だけでなく所有者もしくは管理者からも情報を得られなかった内容を記載してください。

⑤ 遅延理由書の届出者について

遅延理由書届出者は、管理者（所有者）または、管理者（所有者）と報告会社の責任者の連名で作成してください。

⑥ 別添 1 様式の写真について

別添 1 様式に記載の写真は、作成要領にも記載の通り主索の状態や素線の状況が確認できるような写真(1ストランドの長さで素線が鮮明に見える)を貼付してください。不鮮明な写真については、差し替えをお願いすることがあります。また、報告した写真について、大津市より直接指導がある場合があります。

⑦ 戸開走行保護装置の検査結果表の判定基準の表現について

判定基準の表現は製造会社により異なり、「要是正」となる状態を表現しているものと、「指摘なし」となる状態を表現しているものがあり、解りにくいとの指導がありましたので、判定基準に対する注意書きを枠外に表記する事となりました。協議会では「判定基準の各項目の記載内容は要是正の状態です」及び「判定基準の各項目の記載内容は指摘なしの状態です」2種類のゴム印をご用意しますのでご希望があればお申し出下さい。

以上